



平成24年の横浜税関管内における密輸事犯

1. 社会悪物品の密輸入事犯の摘発状況

- ◎ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は、14件(前年より2件増)
- ◎ 押収量は、
 - 覚醒剤 約7kg(前年より約62kg減)
 - 大麻 約1kg(前年より約1kg増)
 - 麻薬・向精神薬の錠剤型薬物 約4000錠(前年より約2000錠減)

〔特徴〕

- ◇ 昨年に続き、船舶乗組員による覚醒剤密輸事犯を摘発
(1回の摘発数量としては平成以降、管内で最多)
- ◇ 主な密輸形態としては、
 - ・国際郵便によるもの 7件
 - ・船舶乗組員によるもの 2件
 - ・商業貨物(別送品)によるもの 2件

2. 主な社会悪物品の密輸入事犯の摘発実績(全国・横浜)

種類	年	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		前年比	
			横浜										
覚醒剤	件	110	1	164	1	152	-	185	5	141	4	76%	80%
	kg	408	-	333	1	322	-	402	69	482	7	120%	10%
大麻	件	123	2	111	8	59	-	71	2	82	5	115%	250%
	kg	87	0	52	0	27	-	57	0	132	1	233%	170.7倍
大麻草	件	96	2	87	3	45	-	57	2	58	3	102%	150%
	kg	63	0	40	0	2	-	6	0	104	0	17.1倍	375%
大麻樹脂	件	27	-	24	5	14	-	14	-	24	2	171%	全増
	kg	24	-	12	0	25	-	51	-	29	1	57%	全増
あへん	件	-	-	4	-	2	-	2	-	-	-	全減	-
	kg	-	-	3	-	3	-	4	-	-	-	全減	-
麻薬	件	46	-	93	5	50	5	37	2	46	3	124%	150%
	kg	3	-	15	0	11	1	44	-	11	-	25%	-
	千錠	142	-	83	1	16	5	5	3	4	3	76%	87%
ヘロイン	件	4	-	4	-	4	2	6	-	3	-	50%	-
	kg	1	-	1	-	1	1	3	-	1	-	33%	-
コカイン	件	7	-	10	-	11	1	9	-	7	-	78%	-
	kg	2	-	13	-	6	0	38	-	9	-	25%	-
MDMA等	件	15	-	4	1	2	-	4	-	5	-	125%	-
	kg	-	-	0	-	-	-	2	-	0	-	8%	-
	千錠	139	-	31	0	0	-	0	-	0	-	200%	-
ケタミン	件	5	-	4	-	10	-	1	-	8	-	800%	-
	kg	0	-	0	-	4	-	0	-	0	-	254%	-
メチロン	件	-	-	29	-	3	-	3	-	2	-	67%	-
	kg	-	-	0	-	0	-	1	-	-	-	全減	-
	千錠	-	-	1	-	-	-	-	-	0	-	全増	-
その他麻薬	件	15	-	42	4	20	2	14	2	21	3	150%	150%
	kg	0	-	0	0	0	-	0	-	0	-	65.0倍	-
	千錠	3	-	51	1	16	5	5	3	4	3	73%	87%
向精神薬	件	34	4	30	3	33	7	31	3	39	2	126%	67%
	kg	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	全減	-
	千錠	20	2	10	0	14	6	13	3	12	1	94%	41%
合計	件	313	7	402	17	296	12	326	12	308	14	94%	117%
	kg	498	-	403	1	364	1	509	69	626	8	123%	11%
	千錠	162	2	93	1	30	11	18	6	16	4	89%	64%
(参考)使用回数	万回	1,388	-	1,191	-	1,133	-	1,550	-	1,701	-	110%	-
銃砲	件	1	-	2	-	-	-	-	-	3	-	全増	-
	丁	1	-	2	-	-	-	-	-	4	-	全増	-
銃砲部品	件	3	-	1	-	-	-	1	-	3	-	300%	-
	点	3	-	2	-	-	-	1	-	3	-	300%	-

- (注) 1.税関が摘発した密輸入事犯に係る押収量の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。
2.覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計数量を示す。
3.MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計数量を示す。
4.ケタミンは、平成18年3月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、平成19年1月1日より施行。
5.メチロンは、平成19年1月に麻薬及び向精神薬取締法に基づく「麻薬」に指定され、同年2月3日より施行。
6.(参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、あへん:0.3g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
7.端数処理のため数値が合わないことがある。
8.数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
9.平成24年の数値は速報値である。

3. 主な摘発事例

【社会悪事犯】

中国人船員による覚醒剤密輸入事件

平成24年12月、中国上海港から東京港経由で横浜港に入港した香港籍船舶から、リュックサックに覚醒剤約3キログラムを隠匿して下船した中国人船員を摘発し、平成25年1月、同船員ほか同船中国人船員1名を関税法違反で横浜地方検察庁に告発した。



【その他の事犯】

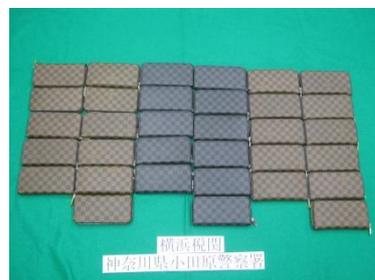
北朝鮮向け貨物の不正迂回輸出事件

平成24年8月、栃木県警察本部、栃木県宇都宮中央警察署との共同調査により、仕向地を中国と偽って輸出申告し、スロットマシン、ボウリング用品等を不正に北朝鮮に輸出した韓国人男女各1名及び日本人男性1名を関税法違反で宇都宮地方検察庁に告発した。



国際郵便物を利用した商標権侵害物品密輸入事件

平成24年9月、中国来国際郵便物から商標権を侵害する財布及びバッグを摘発し、平成25年1月、密輸入しようとした日本人女性1名及び法人1社を関税法違反で横浜地方検察庁小田原支部に告発した。



連絡・問合せ先

横浜税関 調査部

特別審理官(第1担当): せき 関

Tel 045-212-6080

